

日本労働年鑑 第56集 1986年版
The Labour Year Book of Japan 1986

第二部 労働運動

II 労働組合の大会

2 同盟第二一回年次全国大会

開会と宇佐美会長あいさつ

全日本労働総同盟（同盟）の第二一回年次全国大会は、友愛会から七五年、同盟結成二〇年「試練と建設の時代」をスローガンに、八五年一月二四日から二日間、東京・新宿の厚生年金会館で開催された。大会では、「転換のとき、参加による改革」を副題とした八四・八五年度運動方針（前年の第二〇回大会で決定）をふまえた向こう一年間の方針である八決議を満場一致で採択。最後に大会宣言を採択して閉幕した。

まずあいさつに立った宇佐美会長は、賃金闘争について、わが国の経済情勢は好転しており、本年は立ち遅れた労働者の生活水準を回復させ、かつ内需主導で五%合の経済成長を持続させ、雇用の安定をはかる必要がある、と述べた。また時短については、これからは生活の面でゆとりある社会、活力とゆとりのある社会づくりが必要であるとし、とくに四月二九日から五月五日までの期間を「太陽と緑の週」として連続休日とする運動を積極的に進めたい、と述べた。

労戦統一については、全民労協の連合体移行のためには、(1)労働組合主義に立つ基本理念を明確にすること、(2)国際自由労連加盟を実現すること、(3)原子力発電、行政改革、食糧政策などについて合意をつくること、(4)加盟組織間の信頼関係をつくること、を重要な条件としてあげた。また官公労部門の統一については、統一のための条件づくりが先決であるが、今日の段階ではその機が熟していない、との判断を示した。

最後に、連合政権問題では、まず自らの勢力拡大をはかり、自民党の過半数割れを実現しなければ具体性をもたない、と指摘し、今後、どういう政権ができたとしても、労働組合にとって大事なことは自主性、独立性である、と強調した。

活動報告と八決議

大会第一日目、田中書記長が、(1)八四賃闘では困難な条件で、経営側の賃金抑制策に歯止めをかけた点については評価できる、(2)政府税制調査会の場で積極的な意見反映をおこなうとともに、総理にたいしても申し入れをおこない、その結果、総額一兆一三六〇億円の減税をかちとったが、見返りとして増税がおこなわれた、(3)雇用対策では、同盟発案による地域雇用開発推進会議の一〇地域での増設が内定された、(4)あらゆる機会を通じて行政改革推進のための努力をおこなった、(6)健康保険制度の改正問題では、同盟が主張した八割給付原則の撤回は、導入時期が九〇年度以降に延期された、などを柱とする八四年活動経過報告をおこなった。また労働基準法改正案について河野副書記長が、ME革命にたいする同盟の態度について山口副書記長がそれぞれ報告、これらを満場一致で承認した。

向こう一年間の活動方針としては、(1)八五賃闘、時短闘争の推進、(2)生活と雇用の安定をめざす政策活動の推進、(3)組織拡大、政治活動強化、(4)国際連帯活動強化、(5)「太陽と緑の週」休暇制定実現、(6)ME技術革新への対応、(7)教育の改革、(8)仲裁裁定、人事院勧告の早期完全実施一の八決議を満場一致で採択。「七%、一万四〇〇〇円の賃上げ要求基準を貫徹する」「労働時間を短縮して、ゆとりある生活を築き、国際公正基準を確立する」「ME技術革新に対して、『新しい技術と人間の調和』を達成する立場に立って積極的に取り組む」との大会宣言を採択して、大会の幕を閉じた。なお大会第一日目の議事終了後、同盟結成二〇周年記念レセプションを、第二日目冒頭、同式典を催した。

採択された八決議のうち「八五賃闘、時短闘争の推進に関する決議」の要旨はつぎのとおり。

【同盟・八五賃闘、時短闘争の推進に関する決議・要旨】

- 1、労働者生活の立ち遅れ(略)
 - 2、当面する情勢の特徴(略)
 - 3、八五賃闘の課題と要求基準
- (1) 実質可処分所得の引き上げと賃金格差の縮小

われわれは、これまでの実質生活水準の停滞を克服するため、今後一〇年間に勤労者世帯の実質可処分所得を五割程度引き上げることを展望しつつ、賃金闘争に取り組んでいく。この目標を実現するためには、実質可処分所得を年々四～五%着実に引き上げていく必要がある。八五賃闘においては、過去に続いた実質賃金、実質可処分所得の停滞を打破するに足る賃上げを実現し、新しい成長段階に対応した賃金闘争の幕開けとしなければならない。八五年度経済はとくに個人消費の拡大を必要としており、実質可処分所得を五%程度引き上げることを目標とする。一方、われわれは税負担の不公平を是正するために所得税、住民税を中心とする一兆円規模の減税実施を要求する。それは実質可処分所得を〇・五%引き上げることになる。かくして、われわれは八五賃闘において実質賃金を四・五%引き上げることを要求の基準とし、これを全体として獲得することが必要である。そのことによって、国民総支出の過半を占める実質個人消費を望ましい成長率にほぼ見合って五%程度拡大することができる。賃金格差を縮小し、低賃金労働者の労働条件を引き上げることは、社会的な公正を確保するためにも、また、個人消費を全体として拡大するためにも重要な課題である。そのためには、すべての組合が平均賃上げ要求とともに、個別賃金の社会的平準化に取り組む必要がある。同時に法定最低賃金の引き上げを進め、未組織労働者の賃金を引き上げなければならない。このため、すべての産別・単組が協定最賃の目標を設定し、可能な限り横断的に最賃協定を結ぶとともに、これを未組織労働者に拡張適用させる闘いを推進することが重要である。公務員に対する人事院勧告の抑制が続けられ、公企体労働者に対しては期末手当の削減が行われ、官公労働者の賃金抑制が続いている。同盟は全官公と一体となり、民間準拠の原則をふまえて政府に対し仲裁裁定、人事院勧告制度の遵守を迫り、これを完全かつ迅速に実施させる闘いをいっそう強化する。

(2) 八五賃闘の要求基準

同盟の要求基準は、わが国全労働者が平均的に実現すべき賃上げ率、額を示すものである。したがって、各産別・単組は以下の率もしくは額を基準とし、産業・業種・企業の実態、格差是正の必要、定昇の扱いなどを考慮して、独自に要求を決定する。八五賃闘における実質賃金を四・五%引き上げる。この実質賃上げ率を確保するため、過年度消費者物価上昇率を加えて、八五賃闘の要求基準とする。八四年度の消費者物価上

昇率は二・五％程度と見込まれる。したがって、八五賃闘の賃上げ要求基準を七％、一万四〇〇〇円とする。定昇を、以上の要求基準のなかに含めるかどうかの取り扱いについては、各産別・単組の自主的決定にゆだねる。ここでいう定昇は、現行賃金水準を維持するために必要な賃金体系上の定昇であり、ベースアップとは明確に区別されるべきものである。定昇の率ないし額は、賃金体系のあり方によって各企業ごとに異なるが、全労働者を対象とした場合の率は二％程度である。以上の要求基準を全体として完全に達成し、かつ、われわれの減税要求・経済政策要求を実現することによって、八五年度においてひきつづき五％成長を達成し、消費者物価上昇率を二％台に抑えることができる。

三五歳高卒、勤続一七年、標準労働者の到達すべき個別賃金目標を、二四万一〇〇〇円とする。これを基本賃金のみで達成するか、いくつかの手当を加えたものとするかについては、各産別・単組において独自に決定する。一八歳高卒初任給の基準を一万二〇〇〇円とする。各産別・単組は初任給の位置づけ、手当の取り扱いなどの実情をふまえ、これを基準として独自に要求を決定する。協定最低賃金(産業別、企業内)の基準月額を九万七〇〇〇円とする。各産別は可能なかぎりこれを基準として協定最賃の目標を設定し、横断的もしくは単組ごとにその実現に努力する。八五年度における法定地域別最低賃金の改定目標を設定し、その実現を期する。

4、労働時間短縮の課題と要求

(1) 労働時間の国際水準への平準化

自由世界第二位の経済規模と強い輸出競争力をもつわが国の労働時間を、欧米先進国水準にまで短縮することは、国際的な協調を推進するために緊急な国民的課題である。われわれは、八五年度を“時短元年”として、労働時間の短縮に組織の総力をあげて取り組み、わが国の勤労国民と国際労働運動の期待に応えなければならない。労働時間短縮闘争の基本は、組織労働者の協約改定闘争である。しかし、企業別組合を基本としているわが国にあっては、労働協約の社会的波及効果が弱く、労働基準法改正の闘いが時短闘争の重要な役割をになっている。労基法は、時代の変化とILOの関係条約・勧告に適合する内容に抜本改正されなければならない。

2) 労働時間短縮の目標

すべての組合が、八五年度中を目途に年間総労働時間の二〇〇〇時間への短縮をはかる。すでに完全週休二日制を実現し、年間総労働時間が二〇〇〇時間に到達している組合は、八五～八七年度を目途に年間総労働時間の一九〇〇時間達成をめざす。この目標を実現するため、各産別・単組は労働時間の実態に応じて、年間所定内労働時間の短縮(週四〇時間、完全週休二日制の確立、休日増加等)、所定外労働に対する規制強化(恒常的時間外労働の撤廃、時間外割増賃金の引き上げ等)、有給休暇の完全取得、有給休暇日数の拡大など、年間総労働時間の諸要素について、可能な限り横断的に短縮重点目標を設定し、実現に取り組む。とくに今年度は、すべての組合が時間外労働の規制、年次有給休暇の完全取得に取り組む。金融機関、公務員、公企体労働者の完全週休二日制の実施にむけて、当面、金融機関については土曜休業を月二回に拡大するとともに、公務員については土曜閉庁による四週六体制を実現していく。

(3) 労働基準法の改正

労働基準法は制定以来三八年間、基本的な改正が行われていないが、この間、わが国の社会情勢、産業構造、労働態様は大きな変化をとげており、実態にそぐわないものになっている。現行労働基準法、なかでも労働時間関係の諸規定は、現代社会の実情とわが国の国際的立場にふさわしい内容に、抜本的に改正されなければならない。われわれが、第二一回年次大会において確認した改正要求は、総労働時間を短縮してきびしく規制する一方、産業構造の変化、労働態様の実情に対応しうるように、労働時間を弾力化する立場に立って策定されている。すなわちわれわれの改正要求によれば、総労働時間は週四〇時間、年次有給休暇の最低付与日数は一五日になる規定のほか、時間外・休日・深夜労働の制限などによってきびしい規制をうけるが、一方、事業所の操業・営業時間と労働者個人の就労時間を明確に区別し、一日のなかでの個人の労働時間帯については、多様な対応を可能にするなど、労働時間に弾力性をもたせることとしている。労働基準法改正を実現するために、他の労働団体との連携、共同歩調を強めることが重要である。このため、われわれは、同盟の改正要求を基本としつつ、労働側が一致して要求する労働基準法改正要求の策定に取り組む。

5、闘争体制の強化(略)

日本労働年鑑 第56集 1986年版
発行 1985年12月5日
編著 法政大学大原社会問題研究所
発行所 労働旬報社
2001年8月15日公開開始

■ ←前のページ 日本労働年鑑 1986年版(第56集)【目次】 次のページ → ■
日本労働年鑑【総合案内】

法政大学大原社会問題研究所(<http://oisr.org>)
